

JACDS ダイレクトニュース

発行：一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

認定薬局の認定要件が公表されました

1. 省令公布と通知発出

先の改正薬機法で新たに創設された認定薬局(地域連携薬局と専門医療機関連携薬局)制度は本年8月から施行されます。これに先立ち、このほど都道府県が行う認定の基準が公表されましたのでお知らせいたします。

2. 詳細資料

詳細は次の資料をご覧ください。

- ・改正省令(令和3年1月22日 厚生労働省令第5号) ———別添1
- ・都道府県知事あて厚生労働省通知(令和3年1月22日) ———別添2

3. 追加情報

申請様式などを定めた通知が月内に発出される見込みです。
入手次第お知らせいたします。

4. 法制委員会・調剤推進委員会の活動

認定薬局の認定基準に関しては、法制委員会と調剤推進委員会が合同で昨年中3回厚生労働省と協議し、当初の案から多数の項目で基準の緩和を実現しています。

両委員会では、①実態に照らして高すぎる基準としないこと、②実績を必要とする基準項目を極力少なくすること(体制が確保されていれば可とすること)、③チェーン展開という業態が不利にならないこと、を念頭に要望書を提出するなどの活動を行ってきました。これからも施行状況を注視し、必要に応じ厚生労働省と協議していくことにしています。

5. 認定申請の受理

改正薬機法では8月の施行前に都道府県の申請受理は可能となっておりますが、実際は都道府県の条例改正が必要なため、受理の開始はなお先になる見込みです。また、申請受理の開始は都道府県により異なることが予想されますので、ご注意ください(都道府県当局にご確認ください)。

(文責 中澤)

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-10 名和ビル5階
TEL. 03-3506-1031 FAX. 03-3506-1033